

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	18-1
処分の種類	製菓衛生師養成施設の指定の取消し			
根拠法令条例等・条項	製菓衛生師法施行令第23条			
処分の概要	製菓衛生師養成施設の指定の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	製菓衛生師法施行令第20条による他、別紙に掲げる製菓衛生師養成施設の指定、監督等に関する事務要領に定める基準による。			
基準の制定根拠	製菓衛生師法施行令第23条			